$\langle \! \langle$

账

髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力

 一丁目2番20号
 発
 行

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

高知県選挙管理委員会告示	ページ
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支	
援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とす	
る施設の指定)の一部改正 〈11・6掲示〉	2
○高知県知事選挙の候補者がポスターを掲示することが	
できる最初の日の定め 〈11・8掲示〉	2
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関	
し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数	
の50分の1の数 〈〃 〉	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をす	
る場合の選挙権を有する者の必要な数〈〃〉〉	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区に	
おける選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
⟨ "	2
○高知県知事選挙の期日 〈11・9掲示〉	3
○高知県知事選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任	
⟨ " >	3
○高知県知事選挙において発行する選挙公報の掲載文の	
掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の	
定め 〈〃 〉	3
○高知県知事選挙において放送する候補者の政見放送及	
び経歴放送の日時を決定するためのくじを行う日時及	
び場所の定め〈〃〉〉	3
○高知県知事選挙におけるテレビジョン放送による政見	
放送を行うことができない候補者等の経歴放送の実施	
⟨ "	3
○高知県知事選挙における投票用紙の色の定め	
⟨ "	3
○高知県知事選挙における選挙会の日時及び場所の定め	
⟨ "	3
○高知県知事選挙における開票の事務と選挙会の事務と	
の合同に関する告示 〈 " 〉	3
○高知県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の	
制限額 〈〃 〉	3
高知県知事選挙選挙長告示	
○高知県知事選挙における選挙長の告示方法	

〈11・ 9 掲示〉

○高知県知事選挙における立候補の届	出の受付要	領の定	
め	\ <i>11</i>	>	3
○高知県知事選挙における選挙会に立			
人の届出が10人を超えるとき等のく			
場所の定め	\(\mu \)	>	3
○高知県知事選挙の候補者の届出	\ <i>11</i>	\rangle	5

账

選挙管理委員会告示

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者 支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部を次のように改正す る。

令和5年11月6日(掲示済)

高知県選挙管理委員会告示第118号

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中

医療法人松田会近森オルソリハビリテー 高知市北本町一丁目2番6号 ション病院

を削り、

日本赤十字社高知赤十字病院

高知市秦南町一丁目4番63-11号

8

日本赤十字社高知赤十字病院	高知市秦南町一丁目 4 番63-11号
社会医療法人近森会近森オルソリハビリ テーション病院	高知市北本町一丁目2番6号

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第119号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第144条の2第5項の規定に基づき、令和5年11月26日執行予定の高知県知事選挙における候補者が同条第1項のポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定めた。

令和5年11月8日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

高知県知事選挙の選挙の期日を告示する日

高知県選挙管理委員会告示第120号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づ く高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規 定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50 分の1の数は、11,687人である。

令和5年11月8日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第121号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、164,054人である。

令和5年11月8日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第122号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づ く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における 選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年11月8日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

高知市選挙区	90,294人
室戸市・東洋町選挙区	4,238人
安芸市・芸西村選挙区	5,721人
南国市選挙区	12,965人
土佐市選挙区	7,372人
須崎市選挙区	5,682人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,290人
土佐清水市選挙区	3,653人
四万十市選挙区	9,223人
香南市選挙区	9,244人

香美市選挙区 7,208人

奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区 2,908人 長岡郡・十佐郡選挙区 3.048人

 吾川郡選挙区
 7,665人

 中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区
 8,857人

 佐川町・越知町・日高村選挙区
 6,408人

黒潮町選挙区

高知県選挙管理委員会告示第123号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の規定により、高知県知事選挙を令和5年11月26日に行う。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第124号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により、令和5年11月26日執行の高知県知事選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

1 選挙長

高知市 十居 秀喜

2 選举長職務代理者

高知市 小椋 和之

高知県選挙管理委員会告示第125号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定により、令和5年11月26日執行の高知県知事選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 日時

令和5年11月10日 午後6時

2 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階 高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第126号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年11月自治省告示第165号)第14条第1項の規定により、令和5年11月26日執行の高知県知事選挙において放送する候補者の政見放送及び経歴放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

1 日時

令和5年11月9日 午後6時

2 場所

3,005人

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階 高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第127号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年11月自治省告示第165号)第4条第1項ただし書の規定により、令和5年11月26日執行の高知県知事選挙においてテレビジョン放送による政見放送を行うことができない候補者又はテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者について、その経歴放送は、政見放送を行う全候補者の放送終了後に行うものとする。この場合において、政見放送を行うことができない候補者又は政見放送を行わない候補者が合わせて2人以上あるときは、その順序は、くじで決定することとし、そのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

1 日時

令和5年11月9日 午後7時

. 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階 高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第128号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第45条第2項の規定により、令和5年11月26日執行の高知県知事選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

投票用紙の色

白色の紙に黒色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第129号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項の規定により、令和5年11月26日執行の高知県知事選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

1 日時

令和5年11月29日 午後3時30分

14日 1

高知市丸ノ内一丁目 2番20号 高知県庁1階 高知県庁正庁ホール

高知県選挙管理委員会告示第130号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第2項の規定により、令和5年11月26日執行の高知県知事選挙における開票の事務と選挙会の事務とは、併せて行わないこととする。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第131号

令和5年11月26日執行の高知県知事選挙における公職選挙法 (昭和25年法律第100号)第194条第1項及び公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号)第127条第1項の規定による選挙運動に 関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

選挙運動に関する支出金額の制限額

28, 290, 300円

高知県知事選挙 選 挙 長 告 示

高知県知事選挙選挙長告示第1号

令和5年11月26日執行の高知県知事選挙における高知県知事選挙選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県知事選挙選挙長 十居 秀喜

高知県知事選挙選挙長告示第2号

令和5年11月26日執行の高知県知事選挙における立候補の届出 の受付要領を次のとおり定めた。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県知事選挙選挙長 十居 秀喜

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに高知県知事選挙 選挙長の事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場 合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。
- 4 高知県知事選挙選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番 20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、令 和5年11月9日午前9時30分までは、同所高知県庁1階高知県 庁正庁ホールに置く。

高知県知事選挙選挙長告示第3号

令和5年11月26日執行の高知県知事選挙における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年11月9日(掲示済)

	高知県知事選挙選挙長 土居 秀喜 1 日時
県 公 報	
軍	
令和5年11月14日 (火曜日)	

高知県知事選挙選挙長告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4の規定により、令和5年11月26日執行の高知県知事選挙における候補者として、本日次のとおり届出があった。

令和5年11月9日(掲示済)

高知県知事選挙選挙長 土居 秀喜

受付番号	届出の別	候補者氏名	本籍	住所	年齢	党派	職業
	本人	、 浜 m せいじ	高知県	高知県高知市	60歳	無所属	高知県知事
1			一のウェブサイ ト等のアドレス	https://hamadaseiji.jp			
		dada II'da	高知県	高知県高知市	45歳	無所属	飲食店経営
2	本人	中島やすはる	一のウェブサイ ト等のアドレス				
3	本人	米田みのる	高知県	高知県高知市	71歳	無所属	団体役員
			一のウェブサイ ト等のアドレス	https://www.facebook.com/profile.php?id=6155	25000412	41	
4	本人		高知県	高知県香美市	75歳	無所属	無職
		☆ 下よういち	下よういち 一のウェブサイ ト等のアドレス				